

座間市スポーツ大会出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、座間市のスポーツ振興及び市民のスポーツ活動に対する意識の高揚を図るため、全国大会等のスポーツ大会に出場する個人又は団体に対して激励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 交付の対象は、次項各号に規定する大会に出場する市内に居住する個人（国民体育大会又は国際大会に監督、コーチとして出場する者を含む。）又は市内に所在する団体とする。ただし、中学校体育連盟が主催する大会及び障害者競技大会は除くものとする。

2 交付の対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）神奈川県予選又は選考会等若しくは各種目の協会又は連盟等の推薦を経て出場する国、公益財団法人日本スポーツ協会（同協会に加盟している団体を含む。）又はこれらに準ずる団体が主催する全国規模の大会

（2）オリンピック競技会、世界選手権大会又はこれらに準ずる国際大会

3 ダブルス種目については、ペアとなる両名が該当しても、団体とは見なせずに個人として見なすものとする。

4 市外に所在する団体に所属する個人については、同一団体で3名以上が該当したときは、個人とは見なせずに団体として見なすものとする。

(交付金額)

第3条 交付金額は、次の各号に定める額とする。

（1）一個人あたり5,000円

（2）一団体あたり10,000円

(交付申請)

第4条 交付を受けようとする個人（その者が未成年である場合は、その者の親権を有する者）又は団体は、原則として大会開催の14日前までに座間市スポーツ大会出場激励金交付申請書（第1号様式）に、次の書類を添えて市長に申請するものとする。

（1）市内に居住又は所在していることが確認できるもの

（2）出場する大会の開催要項等

（3）神奈川県予選会等の結果を証するもの又は神奈川県の各種目団体の協会等の推薦書

2 第2条第4項に該当する場合は対象となる個人（その者が未成年である場合は、その者の親権を有する者）のうちいずれか1名を代表者として申請するものとする。

3 交付申請は、当該年度内1回とする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を座間市スポーツ大

会出場激励金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により交付の決定を申請者に通知するものとする。

（結果報告）

第6条 激励金の交付を受けた者は、その大会の結果を、全国大会等出場結果報告書（第3号様式）により、市長へ報告しなければならない。

（激励金の返還）

第7条 市長は、激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、激励金の全部又は一部を返還させることができる。

（1）大会の出場を中止したとき

（2）不正な方法により激励金の交付を受けたとき

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から適用する。
- 2 座間市スポーツ全国大会出場激励金支給要綱（平成元年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。
- 5 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。
- 6 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。
- 7 この要綱は、令和5年6月1日から適用する。
- 8 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。
- 9 この要綱は、令和7年7月20日から適用する。